

次に日程に入っていくわけですが、3時5分まで休憩したいと思います。

休憩 14時50分

○議長（武石善治） 再開いたします。

再開 5時05分

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第5 議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 定例会提出予算関係議案の方をお願いいたします。

1ページでございます。議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページ、専決第1号 これは平成24年1月16日付け専決でございます。次のページ、平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算（第10号）

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,261万1,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。歳入でございます。

17款 2項 1目財政調整基金繰入金でございます。1,200万円の追加で、財源といたしまして、財政調整基金を取り崩すもので、補正後の計は5,800万円でございます。

次のページ、歳出でございます。

8款 2項 1目道路維持費1,120万円の追加。補正後が1億140万円でございます。豪雪によりまして当初の除雪費が不足したことによる追加でございます。7節賃金が110万円の追加。これは除排雪人夫賃金40万円、除雪機械の運転賃金70万円でございます。11節需用費50万円、これは除雪機械燃料費、修繕料の追加でございます。13節委託料900万円の追加、これは業者に路線委託している部分の追加でございます。14節使用料及び賃借料60万円の追加、これは除排雪機械の借上料でございます。

14款 1項 1目予備費80万円の追加、これは財源調整として予備費に追

加するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 採決

○議長（武石善治） 議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について、承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第6 議案第2号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第6 議案第2号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 11ページお願いいたします。

議案第2号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

次のページ、専決第2号 平成24年2月1日付け専決処分書でございます。

次のページが専決の内容でございます。

平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算（第11号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,961万1,000円とするものでございます。

19ページをお願いいたします。歳入、17款 2項 1目財政調整基金繰入金でございます。財源として1,700万円を追加するものでございます。

次のページ、歳出でございます。

8款 2項 1目道路維持費1,684万8,000円の追加。先ほど、1月16日付けで除雪費の追加、専決処分させていただいたわけですが、その後も予想を上回る降雪がありまして、更に追加させていただいたものでございます。7節賃金が104万円。11節需用費407万4,000円、これ以上は直営分の賃金、除雪機械等の経費でございます。13節委託料1,118万円、これは業者委託分の追加で

ございます。14 節使用料及び賃借料 59 万円、これは除排雪機械の借上料でございます。

14 款 1 項 1 目予備費、財源調整として 15 万 2,000 円を追加しております。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 2 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 2 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告について、承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は報告どおり承認されました。

日程第 7 議案第 3 号から日程第 19 議案第 15 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 7 議案第 3 号 平成 24 年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第 19 議案第 15 号 平成 24 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、13 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております 13 件の提案理由の説明は、付託する委員会で求めることとし、説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長（武石善治） 議案第 3 号から議案第 15 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 20 議案第 16 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 20 議案第 16 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 議案の 21 ページをお願いいたします。

議案第 16 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算（第 12 号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,128万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,832万5,000円とするものでございます。

31ページお願いします。歳入でございます。内容といたしましては、実績見込みによる増減がほとんどでございます。主なもの、また金額の大きいもののみご説明させていただきます。

1款 1項 1目個人、村民税個人分100万円の追加でございます。

9款 1項 1目地方交付税、特別交付税2,400万円の追加でございます。これについては豪雪により繰り上げ交付を受けた分でございます。

次のページ、11款 1項 1目農林水産業費分担金208万3,000円の追加、うち農業体質強化基盤整備促進事業費分、この事業につきましては、国の第4次補正予算で新規に交付を受ける事業でございますが、この用排水路工事にかかる農家の受益者負担分の追加でございます。

次のページ、13款 1項 1目民生費国庫負担金、社会福祉費負担金666万円の減額。障害者支援費制度交付金。これと関連しまして、次のページでございますが、14款 1項 1目の民生費県負担金、社会福祉費負担金、障害者支援制度交付金333万円の減額でございます。これについては利用者の実績見込みによる減でございます。

次のページ、14款 1項 4目農林水産業費県補助金、1の農業費補助金、このうち農業体質強化基盤整備促進事業費4,200万円。先ほど分担金で説明いたしました国の補助金の追加に伴う新規事業でございます。次のページ、7目労働費県補助金1,248万2,000円の減額でございます。このうち緊急雇用創出臨時対策基金事業費1,240万5,000円の減額、これは実績見込みによる減でございます。

次のページ、15款 2項 1目不動産売払収入2,548万5,000円の減額。うち造材売払収入2,553万円の減。これはとさん沢の皆伐事業取り止めによるものでございます。

17款 2項 1目財政調整基金繰入金5,800万円の減額でございます。これにつきましては、年度中に財源として基金から取り崩していたものを、基金に戻すものでございます。補正後が1,700万円でございます。

次のページ、19款 4項 5目雑入、秋田県市町村振興協会市町村交付金17万9,000円の減額。似たような名前の助成金が425万4,000円の追加でございます。これについては、交付金方が、オータムジャンボ宝くじ収益からの配分、下の助成金の方が宝くじ全般分の実績による追加配分でございます。

次が40ページ、歳出でございます。歳出につきましても、実績見込みによる減額あるいは工事の精算がほとんどでございます。主な内容のみ説明させてい

ただきます。

1 款 1 項 1 目議会費 94 万 7,000 円、これは議員の期末手当精算分による減でございます。次のページ、5 目財産管理費 634 万 7,000 円の減額。次のページ、15 節工事請負費 430 万 1,000 円の減額でございます。これは役場の自家発電装置を改修する工事の請負差額による減でございます。

次 47 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、13 節委託料の高齢者等宅除排雪事業委託料 147 万円の減額でございます。これは豪雪対策として、今年度限りの対策として新たに実施しましたこの事業実績見込みによる減額でございます。48 ページ、6 目障害者福祉費、扶助費として、障害者の居宅支援費、障害者施設支援費、減額しておりますけれども、これは先ほどの歳入、国庫補助 2 分の 1 分 660 万円の減、それから県補助金 4 分の 1 分 330 万円の減額によるものでございまして、実績による減額でございます。次のページの 23 節償還金利子及び割引料、障害者福祉サービス費返還金 10 万 9,000 円の追加でございますが、これは地域生活支援事業の平成 22 年度分清算分でございます。

次 55 ページ、6 款 1 項 14 目農業体質強化基盤整備促進事業費 5,680 万円の追加でございます。これは国の第 4 次補正を受けまして、新規事業として行うものでございます。全体の事業年度としては、平成 23 年度から 25 年度の 3 カ年を予定しております。需用費に 80 万円、13 節委託料に 2,068 万円、工事請負費に 3,532 万円の追加でございます。工事内容といたしましては、農業用排水路 8 路線でございます。次 57 ページ、2 項 3 目造林費 185 万 2,000 円の追加でございます。うち 13 節委託料、造材事業委託料 221 万 4,000 円の追加でございます。これにつきましては、森林環境保全直接支援事業につきまして、国の第 3 次補正予算によって追加配分を受けたものでございます。除伐 12 ヘクタールを実施する予定のものでございます。次が 4 目造材事業費 1,926 万 2,000 円の減額。11 節需用費から次のページでございますが、13 節委託料、14 節使用料及び賃借料、16 節原材料費まででございますが、全て土産沢皆伐事業の取り止めによる減でございます。

次 60 ページ、8 款 2 項 1 目道路維持費、次のページの 15 節工事請負費、区画線設置工事 52 万 5,000 円の減額。これについては歳入に交通安全対策特別交付金が入れば実施する予定でございましたが、交付がなかったということで、実施しなかったための減額でございます。19 節負担金補助及び交付金の 12 万円の追加、沖田面流雪溝利用組合補助金の追加でございます。これは電気料の 2 分の 1 を補助するものでございますが、大雪の影響等もありまして、稼動が増えたことによる追加でございます。

次は 63 ページ、9 款 1 項消防費 6 目防災費 117 万 6,000 円の減額でございます。これは備品購入費のうち、停電対応器機ということで 110 万円の追加。

これは各集落の避難所として使う施設に発電機を設置した事業の精算による減でございます。

続きまして 26 ページの方に戻っていただきたいと思います。

第 2 表 繰越明許費でございます。これは平成 23 年度に予算計上されたものの、年度内の予算執行ができなかったために、平成 24 年に繰越実行するものでございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 農業体質強化基盤整備促進事業 5,680 万円。これは今回追加補正されました新規事業でございますが、全額を繰越でございます。次に 2 項林業費、森林環境保全直接支援事業 934 万 2,000 円でございます。今回 221 万 4,000 円の追加があったわけでございますが、当初のものも含めまして 934 万 2,000 円分を繰越するものでございます。

次のページが第 3 表 債務負担行為補正でございます。これは複数年にわたって支払義務が生じるものの補正でございます。戸籍総合システム使用料といたしまして、コンピューターシステムでございますが、平成 24 年度から平成 29 年度までの支払、支払総額が 3,663 万円でございます。

次のページ、第 4 表 地方債補正でございます。起債の目的が過疎対策事業債でございます。補正前が、限度額 5,140 万円、これを補正後 4,810 万円に変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 16 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 21 議案第 17 号から日程 30 議案第 26 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 21 議案第 17 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 30 議案第 26 号 平成 23 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件まで、10 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 79 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 17 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 934 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 2,537 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

83 ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましてであります。

国民健康保険税 1,016 万 2,000 円の減額であります。これは 2 月調停額に対応して見込みで減額をしております。総額で 5,382 万 1,000 円であります。

3 款国庫支出金 これも同様に 2 月の申請額に伴う見込みで 4,084 万 4,000 円増額し、1 億 3,092 万 6,000 円としております。

4 款療養給費交付金であります。これは決定額であります。1,052 万 5,000 円の減額で 2,161 万 8,000 円とするものであります。

5 款前期高齢者交付金、確定見込額で 1,413 万 1,000 円の減額で 9,988 万 8,000 円とするものであります。

6 款県支出金、これも確定見込みで 567 万 4,000 円の増額であります。トータルで 2,150 万 8,000 円であります。

9 款繰入金、これも確定見込額で計上しております。398 万 1,000 円の減額で 4,510 万 6,000 円。

11 款諸収入、これは自動車損害賠償等に係る給付金でありまして 162 万 9,000 円の増額で 181 万 9,000 円とするものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。歳出であります。

1 款総務費につきましては 8 万 4,000 円の増額で、これは 70 歳高齢者受給者更新経費に係るものであります。

2 款保険給付費 500 万円の減額であります。これは退職療養給付費に伴うもので、トータルで 2 億 6,907 万円とするものであります。

3 款後期高齢者支援金等であります。これは確定額に伴う補正でありまして 332 万 5,000 円で 3,987 万 4,000 円とするものであります。

6 款介護納付金 21 万 7,000 円の増額であります。これは負担金の分で確定になったものであります。

7 款共同事業繰出金であります。817 万 9,000 円の減額であります。これにつきまして、高額医療拠出額、それから保険財政共同安定化拠出金の確定に伴うものであります。

8 款保健事業費であります。これにつきましては、財源構成であります。

11 款諸支出金 555 万 3,000 円であります。これにつきまして、平成 22 年度の療養給付費負担金の分でございます。1,223 万 5,000 円とするものであります。

12 款予備費につきましては、予算調整に伴う 1,334 万 8,000 円ということで予備費に計上させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（武石善治） 診療所事務長。

○診療所事務長（鈴木義廣 9563 ページお開き願います。

議案第 18 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ 177 万 3,000 円を減額する補正予算でありまして、補正後の歳入歳出はそれぞれ 1 億 3,803 万 6,000 円とするものであります。

詳細につきましては、101 ページをお開き願います。歳入歳出、両方とも実績見込みに伴う増減等になっております。補正の主なものとしましては、101 ページの歳入であります。

1 款 2 項 1 目診療報酬収入であります。トータルで 10 万円の追加になっておりますけれども、医科の方で 100 万円の追加、歯科の方で 90 万円の減額であります。2 目一部負担金につきしても実績見込みにより 300 万円の追加であります。医科で 50 万円追加、歯科で 20 万円の減額となっております。

次のページ、3 款 1 項 1 目繰入金 257 万 3,000 円の減額となっております。その内訳としましては、一般会計からの繰入金を 263 万 9,000 円、これは収入増に伴い繰入金を減額するものであります。

次に歳出であります。次の 103 ページであります。1 款 1 項 1 目一般管理費では 82 万 3,000 円の減額です。それぞれ実績見込みに伴い減額となっております。

次のページ、2 款 1 項 1 目の医業費 95 万の減額となっております。その内訳としましては、医薬材料費を 50 万円の追加、あと委託料、それから使用料及び賃借料につきましては実績見込みで、それぞれ減額しております。

以上であります。

○議長（武石善治） 老人ホーム施設長。

○老人ホーム施設長（鈴木壽美子） 111 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 19 号 平成 23 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第 6 号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,149 万 6,000 円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ 3 億 6,838 万 7,000 円とする補正予算となっております。

内容につきましては 117 ページをお開きいただきたいと思っております。全て実績見込みで補正させていただいております。1 款 1 項につきましては、介護給付費収入ということで、見込みをいたしまして、454 万 1,000 円の減額を見ております。それに合わせまして自己負担額も減額させていただいております。

次の 118 ページ、一般会計からの繰入金 593 万 2,000 円の減額でございます。

これにつきましては、緊急雇用の人を募集いたしました、なかったということで減額させていただきました。

次、歳出でございます。119 ページですが、1 款 1 項 1 目の賃金を減額させていただいております。次のページ、15 節工事請負費 250 万円の減額でございますが、非常用発電機設置改修工事ということで、これが差額となっておりますので、減額しております。

2 款 2 項 1 目の 18 節備品購入費でございますが、470 万円の減額、これも差額の分となっております。

次のページ、3 款 1 項 1 目財政調整基金、積立金でございますが、減額になった分につきまして 320 万円分を繰出すものでございます。

4 款 1 項 1 目償還金 1 万 3,000 円、これが長期債利子償還金ということで長期債の利子の分でございます。

以上です。

○議長（武石善治） 建設課長。

○建設課長（小林隆） 同じく 129 ページをご覧ください。

議案第 20 号 平成 23 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 41 万 4,000 円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,444 万円とするものであります。

内訳につきましては、135 ページをご覧ください。歳入であります。1 款 1 項 1 目簡易水道使用料 41 万 4,000 円の減額であります。それぞれ実績見込みによるものであります。

次のページ、歳出であります。1 款 1 項 1 目統合地区管理費 12 万 2,000 円の追加であります。需用費、役務費、委託料、公課費、それぞれ実績見込みの減額と追加でございます。2 目沖田面地区管理費 53 万 6,000 円の減額であります。これについても、全て実績見込みでございます。

次のページ、1 款 2 項小規模水道管理費 1 目統合地区管理費、補正額は 0 であります。これも実績見込みによる減額と追加でございます。

139 ページをご覧ください。

議案第 21 号 平成 23 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 15 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7,711 万 5,000 円とするものであります。

内訳につきましては145ページをご覧ください。歳入であります。

3款 1項 1目一般会計繰入金。一般会計からの繰入金を職員人件費分として15万1,000円減額するものでございます。

次のページ、歳出であります。

1款 1項 1目一般管理費、同じく15万円1,000円の減額であります。これにつきましても職員人件費として減額するものでございます。

次に153ページをご覧ください。

議案第22号 平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,299万1,000円とするものであります。

内訳につきましては159ページをご覧ください。歳入であります。1款 1項 1目下水道使用料です。24万4,000円の減額であります。これは実績見込みによるものでございます。

次のページ、歳出であります。1款 1項 1目一般管理費12万8,000円の追加であります。消費税の実績見込みによるものです。2目施設管理費24万4,000円の減額ありますが、施設管理委託料、これは契約の請け差による減額でございます。

3款 1項 1目予備費12万8,000円の減額であります。これは消費税の追加分の財源として予備費から減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 161ページをお開きいただきたいと思います。

議案第23号 平成23年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ149万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億450万7,000円とするものであります。

詳細につきましては167ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。大きなもので3款国庫支出金の国庫補助金であります。これは国に係る財政調整交付金の部分の501万6,000円の追加であります。トータルで3,304万4,000円とするものであります。

4款支払基金交付金であります。これは介護給付交付金でありまして127万6,000円の追加で、1億858万2,000円とするものであります。

次のページ、5款 1項県負担金分であります。介護給付費負担金、県の分として218万7,000円の追加であります。5,531万1,000円とするものであります。

7款繰入金、これ一般会計からの繰入金であります。4目その他一般会計繰入金として149万8,000円を減額するものであります。2,718万7,000円とするものであります。2項 1目基金繰入金、財政調整基金繰入金を919万5,000円減額するものでありまして357万4,000円とするものであります。

次のページ、歳出であります。2款保険給付費 1項 1目介護サービス給付費でありますけれども、内訳としまして在宅介護サービス給付費を200万円増額しまして、施設介護サービス給付金を200万円減額するものであります。これは実績見込みに伴うものであります。補正としては0円であります。

3款地域支援事業費であります。13節委託料であります。これは介護予防事業委託料40万円の減額であります。これは生きがいデイサービス等の要介護のない方々の分を少し減額させていただいております。トータルで57万9,000円の減額で2,772万円ということであります。次のページ、包括的支援・任意事業費であります。これも同様に13節委託料の部分であります。地域支援事業委託料、これはケアプランの作成と任意事業委託料としまして、配食サービス、紙おむつ等の部分について実績見込みで減額をさせていただいております。91万9,000円の減額で843万9,000円とさせていただきたいというふうに思っております。

次に177ページをお開きいただきたいと思います。

議案第24号 平成23年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,911万8,000円とするものであります。

詳細につきましては183ページをお開きいただきます。歳入の部分です。これは実績見込みでありますけれども、後期高齢者医療保険料の部分で9万3,000円減額させていただきます。これは特別徴収保険料、それから普通徴収保険料、滞納繰越分徴収保険料等の実績見込みであります。

3款繰入金 1項他会計繰入金、これは一般会計からの繰入金であります。保険基盤安定繰入金が実績で8万6,000円の減額で1,335万5,000円とするものであります。

次のページ、歳出であります。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金というようなことで、基盤安定負担金、それから保険料等の部分で17万9,000円の減額というふうなことで3,850万4,000円とするものであります。

以上であります。

○議長（武石善治） 総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 別冊になります第1回 上小阿仁村議会定例会提出議案をお願いいたします。5ページでございます。

議案第25号 平成23年度上小阿仁村特別養護施設特別会計への繰入れについて

平成23年度上小阿仁村特別養護施設特別会計は緊急雇用創出臨時対策基金事業分として、平成23年度上小阿仁村一般会計から繰入れる額を593万2,000円減額し、76万2,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして次のページ。

議案第26号 平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて

これにつきましては、職員給与分として15万1,000円減額し、5,498万9,000円以内とするものでございまして、両議案とも地方財政法第6条の規定により、提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第17号から議案第26号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第31 議案第27号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第31 議案第27号 特別職の職員で非常勤のもの
の報償及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題と
いたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 7ページでございます。

議案第27号 特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしましては、スポーツ基本法が平成23年6月24日に公布されたことにより、非常勤特別である体育指導員の名称を改正する必要があるため、この条例を提出するものでございます。

次のページ、条例の別表1中の体育指導員をスポーツ推進委員に改める。というものでございます。これはスポーツ基本法の中で、これまで体育指導員と

呼んでいたものをスポーツ推進委員というふうに改められたことに伴いまして改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 27 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 32 議案第 28 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 32 議案第 28 号 未来づくり協働プログラム基金条例の制定の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 9 ページでございます。

議案第 28 号 未来づくり協働プログラム基金条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、地域の活性化と明るい未来を切り開くことを目的に、地域の抱える課題を解決するとともに地域資源を有効活用し、持続可能な地域づくりを目指すための経費に充てるための基金を設置するため、この条例を提出するものでございます。

具体的には、平成 24 年度から 5 年間実施いたします県の提案型プロジェクト事業の円滑な予算執行を図るため設置するものでございます。

次のページ、未来づくり協働プログラム基金条例

第 1 条 設置。先ほどの提案理由で説明いたしました内容を目的として設置するものでございます。

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額といたします。

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第 4 条 につきましては、基金の運用益の基金への繰入れ。

第 5 条 につきましては、基金の目的外の処分の制限を規定したもので出ございます。

第 6 条 村長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑ないようございますので、質疑を終結いたします。

議案第 28 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 33 議案第 29 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 33 議案第 29 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 11 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 29 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例について

提案理由 地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことにより、村税条例を改正する必要があるため、この条例案を提出する。

次のページ、上小阿仁村村税条例の一部を次のように改正する。

具体的な内容につきましては、たばこ税の税率について改正がなされております。第 91 条におけるたばこ税の税率は、1,000 本につき、現在 4,618 円となっておりますけれども、それを 1,000 本につき 5,262 円に改正するものであります。

第 14 条の 2 につきましては、葉巻たばの部分について、当分の間、1,000 本につき 2,190 円となっておりますけれども、これを当分の間 1,000 本につき 2,495 円とするというふうな改正内容であります。

もうひとつ、第 22 条でありますけれども、平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の村民税に限り、均等割の税率は、第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算とした額とする。現在、これ 3,000 円になっておりますので、500 円を加算して 3,500 円にするというふうな改正案であります。

以上であります。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 29 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 34 議案第 30 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 34 議案第 30 号 上小阿仁村介護保険条例の一

部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 14 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 30 号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例について

提案理由 上小阿仁村第 5 期介護保険事業計画策定により、平成 24 年度から平成 26 年度までの介護保険料が変更になるため、この条例案を提出する。

次のページ、上小阿仁村介護条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中になっております。これにつきましては、今現在、基準額というのがありまして、それが第 4 段階になっております。これは村の場合、第 1 段階から第 6 段階までありまして、第 4 段階を基準額と定めております。それが今現在介護保険料が月額 3,800 円になっております。年間、12 を掛けますと 4 万 5,600 円ということで負担をしていただいております。これを月額 4,400 円に改正させていただきたいというふうなことであります。600 円を値上げさせていただきたい。

年額で 5 万 2,800 円となります。それぞれ所得によりまして金額が 1 号から 6 号まで、それぞれ決められておりまして、1 号につきましては、基準額の半分の額 2,200 円となっております。その関係で、年額でいきますと 2 万 2,800 円を 2 万 6,400 円に。それから 2 段階、これにつきましては所得の状況につきましては、第 1 段階は生活保護受給者、老人福祉年金者で、村民税非課税者等となっております。こういう方のいわゆる段階わけがありまして、それぞれ年額で改正をさせていただきたいという内容であります。

なお、この条例につきましては、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の上小阿仁村介護保険条例 第 2 条の規定は、平成 24 年度分の介護保険料から適用し、平成 23 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 30 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 35 議案第 31 号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 35 議案第 31 号 上小阿仁村長寿祝金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林悦次） 16 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 31 号 上小阿仁村長寿祝金条例の一部を改正する条例について
提案理由 村税等の未納がある場合の支給制限を規定するため、この条例案を提出する。

次のページ、上小阿仁村長寿祝金条例の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(支給の制限) 第 5 条 次の各号にいずれかに該当したときは、祝金を支給しない。

- (1) 申請事項が事実と相違していると認めたとき。
- (2) 祝金の支給を受けようとする者又はその家族に、村税又は村に納付しなければならない料金等の未納があるとき、ただし、村長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。
- (3) 村長が適当でない認めたとき。

附則 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

以上であります。

○議長(武石善治) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 31 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 36 議案第 32 号 上程・付託

○議長(武石善治) 日程第 36 議案第 32 号 上小阿仁村奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(田中文隆) 議案綴りの 18 ページと 19 ページをご覧くださいと思います。19 ページの方を先にお開き願いたいと思います。

今回の奨学資金貸与条例の改正につきましては、第 3 条中 3 万円を 4 万円にと、3 万 5,000 円を 5 万円に改めるという内容になっていますが、これは短期大学と専門学校の場合、今まで 3 万円のを 1 万円あげると、それから 4 年生大学については 3 万 5,000 円であったものを 5 万円にあげると、こういった今のことで、今回改正したいということでございます。

この理由としましては、非常に教育経費がかかるような時代になってきておりまして、本村から特に短大、大学等に行く場合には下宿料もかかってくるというようなことから、まずこういうふうな額にしてやっていきたいということでもあります。

これは、あくまでも個人が借りる限度額でございますので、必ずそのくらい借りなければならないということにもなりませんので、よろしく願いたい

と思います。

4月1日からの適用でやりたいと思っていますので、よろしく申し上げます。
以上であります。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第32号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第37 議案第33号 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第37 議案第33号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の変更についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 20ページを願います。

議案第33号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の変更について。

平成22年度から27年度までの6年間において実施予定の上小阿仁村過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定により議会の議決を得る必要があるため、提出するものでございます。

次のページ、表がありますけれども、表の左が変更前、右が変更内容でございます。変更のある箇所については、アンダーラインが引かれています。

まず区分の3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ということでございまして、左の告知放送施設を整備され、これを削除いたします。右の表ですけれども、新たに防災行政用無線施設、防災行政用無線デジアナ改修・IP告知放送施設接続工事を追加いたします。

下の生活環境の整備でございます。表の右でございますけれども、消防施設といたしまして小型動力ポンプ付積載車購入1台。消防救急デジタル無線整備事業を追加いたします。

次のページ、6の医療の確保といたしまして、右の表ですけれども、その他村立上小阿仁国保診療所環境対策仕様往診車購入、これは変更前と事業内容は同じだわけですけれども、県のヒアリングの際の指導等がありまして、名称変更したものでございます。その下が村立上小阿仁国保診療所医療機器整備事業を追加いたします。

9の集落の整備でございます。表の右、過疎地域自立促進特別事業、地域活性化応援隊設置事業費を追加いたします。これは地域興し協力隊を過疎債のソフト事業として実施するための変更でございます。

以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 33 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 38 陳情 上程・付託

○議長（武石善治） 日程第 38 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（武石善治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞様でした。

16 時 07 分 散会

